

佐賀県告示第二百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年九月十日から平成二十二年十月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
県道 伊万里有田線	西松浦郡有田町南原字上迎原 甲六四一番一五地先から 西松浦郡有田町丸尾字丸尾原 丙一九一〇番一地先まで	前	二二・〇	八三三・七	
		後	二二・五		
	西松浦郡有田町外尾山字南山 原丙一八六〇番六地先から 西松浦郡有田町外尾山字三郎 山丙一五九八番三地先まで	前	二二・〇	八三四・六	
		後	四七・八		
西松浦郡有田町外尾山字南山 原丙一八六〇番六地先から 西松浦郡有田町外尾山字三郎 山丙一五九八番三地先まで	前	一一・七	二二五・三		
	後	一五・六			
山丙一五九八番三地先まで	前	一一・〇	二二六・一		
	後	一一・七			